

令和2年度狩猟期間中に国有林に入林される皆様へ

根釧東部森林管理署長

根釧東部森林管理署の所管国有林が所在する羅臼町、標津町、中標津町、別海町、根室市では、令和2年度は、10月1日（エゾシカについては10月24日）から1月31日が狩猟期間となります。この間に国有林内に入林される方は、誤射による事故防止の観点から、以下の点にご注意下さい。

記

- 1 根釧東部森林管理署では、当署関係者が狩猟期間中に継続的な入林を行う箇所は「銃猟立入禁止区域」としてはありますが、狩猟期間において入林届が出されていても、短期的あるいは散発的な入林箇所については、「可猟区域」とする場合があります。（可猟区域の林道等の入口には、一般入林者への注意喚起看板を掲示するなどします。）
- 2 また、「銃猟立入禁止区域」とした箇所についても、狩猟者が発砲する可能性が皆無とは言えないところです。
- 3 主要な登山道や散策路がある箇所については、周辺地形等を考慮して「銃猟立入禁止区域」を設定していますが、これも絶対的な安全が確保されていることを意味するものではありません。
- 4 ついては、森林管理署に入林届を提出して入林される方も、森林レクリエーションのために入林届を提出せずに入林される方[※]も、狩猟期間中の入林にあたっては次のことにご注意下さい。

〔※ 登山道、遊歩道等の施設が設置されている箇所に登山や森林浴など森林レクリエーションを目的で入林する場合は、入林届の提出は不要となっています。〕

- (1) 赤やオレンジなど狩猟者から見て十分に目立つ服装をすること。
- (2) 白いもの（タオルなど）の着用は避けること。狩猟者にシカの白い尻と間違えられる可能性があります。
- (3) 可猟区域内で、特定の箇所に長時間滞在する場合（入林届を出している場合に限りま
す。）は、必要に応じて、林道入口に「発砲禁止」ののぼりを立てたり、「〇月〇日、〇〇
〇〇のため入林中につき立入禁止」といった表示付きのパイロンコーンを置くなどの措
置を取って下さい。なお、用務終了後は、それらは確実に撤去して下さい。